

【参考】RE100 対応電気の調達について

1 新宿御苑における RE100 準拠の再生可能エネルギー電気の調達について

RE100 とは、国際環境 NGO の「The Climate Group」が 2014 年に開始した、2050 年までに企業の消費電力をすべて再生可能エネルギーに転換することを目的とする共同イニシアチブである。Apple や Microsoft 等、世界の代表的企業も多数参加しており、グローバル規模で注目される取組となっている。

環境省は平成 30 年 6 月に公的機関として世界で初めてアンバサダーとして RE100 に参画した。RE100 の取組の普及のほか、自らの官舎や施設において再生可能エネルギー電気の導入に向けた率先的な取組やその輪を広げていくこととしている。

この取組の一環として、環境省では、所管する新宿御苑を対象に、2019 年度の電気の調達においては『RE100 の基準に準拠する再生可能エネルギー比率 30%』を達成することを試みた。その結果、手続きや契約金額を大きく増加させることなく、契約締結を実現できたところである。

以下では、新宿御苑において実施した、RE100 の基準に準拠する再生可能エネルギー比率 30%の電気の供給を受ける契約（以下「本契約」という。）の概要及び調達手続等の事例について紹介する。

2 契約概要

(1) 再生可能エネルギー電気の指定方法等

本契約の実施については、通常の電気の調達においても提示する仕様書に対し、以下の 2 つの文章を追加することで対応することができた。

①供給電気の種類等を指定する文

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 30%とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

②供給電気が①の条件を満たすことを証明する資料を要求する文

乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（様式自由）で提出することとする。

※甲：調達者（新宿御苑）、乙：契約する小売電気事業者

①は、本来は再生可能エネルギーの詳細を記載する必要があるところ、RE100 の取組自体が小売電気事業者に浸透していること、要件がインターネット上にも公開されていることから、当該記載のみで対応することができたところである。

②は、調達した電気はその出自を調達者側で後に確認することは困難であることを踏まえ、事業者側にその証明について、書面で提出を求めたものである。ただし、この文面には当該書面の提出頻度及び記述内容について定めがなかったことから、新宿御苑では契約後、事業者と協議によりそれらを定めることとなった。実施を検討される場合には、それらも併せて事前に仕様書等に定め、公告することが望ましい。

(2) 具体的な契約手続内容とスケジュール

本契約の流れ及び具体的なスケジュールを、下図に示す。

- ① 入札公告と併せて、調達する電気の再生可能エネルギー比率（30%）及びその定義を仕様書として提示（具体的な仕様書については本参考資料の次ページを参照）
- ② 入札参加希望の小売電気事業者に対し、「競争参加資格確認申請書及び資料¹⁷」の提出を求め、入札参加資格の審査・確認を行い、審査結果を通知
- ③ 入札参加資格の審査に適合した小売電気事業者に限って入札・開札を行い、契約相手先を決定し、平成31年4月～令和2年3月までの再生可能エネルギー比率30%の電気の供給に関する契約を締結

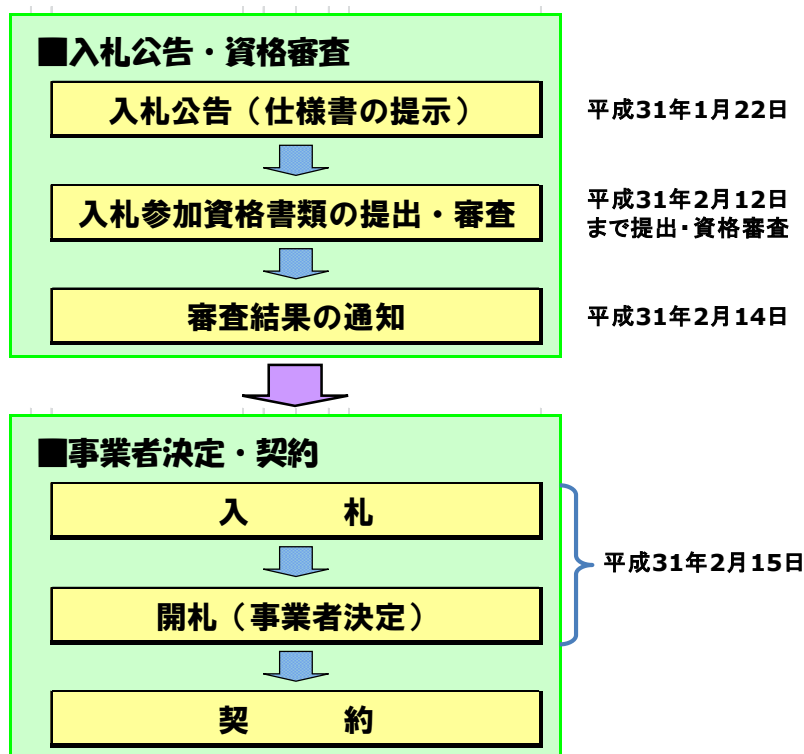


図 本契約の手続及びスケジュール

¹⁷ 競争参加資格確認書類として、以下の書類の提出を求めている。

- ① 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し
- ② 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ③ 裾切り基準を満たすことの適合証明書（電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示方法、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況、グリーン電力証書の譲渡予定量及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の有無）及び基準を満たすことを証明する書類

(3) 仕様書の抄録について

本契約で実際に使用した仕様書（抄録）は以下のとおりである。

(抄)

1. 概要

- (1) 件名 平成 31 年度新宿御苑で使用する電気 (NO.1 及び NO.2) の調達
- (2) 需要場所 東京都新宿区内藤町 11 新宿御苑
- (3) 業種及び用途 官公署 (公園)

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア. 供給電気方式 : 交流 3 相 3 線式
- イ. 供給電圧 (標準電圧) : 6,000V
- ウ. 計量電圧 (標準電圧) : 6,000V
- エ. 標準周波数 : 50Hz
- オ. 受電方式 : 1 回線受電方式
- カ. 蓄熱式負荷設備の有無 : 有

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア. 予定契約電力 : 略
- イ. 予定使用電力量 : 略

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 30%とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

- (4) 使用期間 : 自 平成 31 年 4 月 1 日 0 時 00 分
至 平成 32 年 3 月 31 日 24 時 00 分

- (5) 電力量等の計量 【略】

- (6) 需給地点 【略】

- (7) 電気工作物の財産分界点 【略】

- (8) 保安上の責任分界点 【略】

(9) 対価の支払方法

- ア～イ 【略】

ウ. 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面 (様式自由) で提出することとする。

- エ～オ 【略】

(10) その他

- ア～オ 【略】

カ. その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(参考) RE100 TECHNICAL CRITERIA の概要

本契約で再生可能エネルギー電気の定義とした「RE100 TECHNICAL CRITERIA¹⁸」について、再生可能エネルギー電源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス (バイオガスを含む)
2. 地熱
3. 太陽光及び太陽熱
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等でも、再生エネルギーであることが明らかな場合は正式な調達方法として認められている。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力商品）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA

¹⁸ <http://there100.org/going-100> (2018年1月現在の「RE100 TECHNICAL CRITERIA」は <http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>)